



**重要**

**お知らせ**



**古物営業を営まれている方、営まれようとする方へ**

## ～古物営業法の一部が変わります～

改正される内容は大きく4点で、詳細は下記のとおりです。

### 【改正される内容】

- 許可単位の見直し
- 営業制限の見直し
- 簡易取消しの新設
- 欠格事由の追加

#### ○ **許可単位の見直し** (平成32年4月までに施行)

法の改正前は、営業所が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を受けることが必要でしたが、改正後は主たる営業所を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合は、その営業所を管轄する公安委員会へ届出を行うことで、新たな営業所を設けて古物営業を行うことができます。

#### ○ **営業制限の見直し** (平成30年10月24日施行)

仮設店舗において営業を行う3日前までに、「仮設店舗営業届出書」を提出すれば、露店等の仮設店舗における古物の引取りが可能となります。

#### ○ **簡易取消しの新設** (平成30年10月24日施行)

古物商等の所在が確知できない等の場合、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がない場合には、許可を取り消すことができるようになります。

#### ○ **欠格事由の追加**

暴力団員やその関係者、窃盗罪で罰金刑を受けた者(刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者)が、許可の欠格事由として追加されます。

#### ○ **その他**

古物営業法の一部改正に伴い、古物営業法施行規則も一部改正され、インターネット等を利用した「非対面取引」の本人確認方法や「帳簿」の記載例が追加されました。

**和歌山県警察本部生活安全企画課 銃砲・営業等許可係**

**TEL : 073-423-0110 (内線3058)**